

こども基本法(仮称)の制定を求める理事長声明

令和4年(2022年)2月24日

一般社団法人 日本子ども虐待防止学会
理事長 岩佐 嘉彦

この度、令和3年(2021年)12月21日の閣議において、こども家庭庁創設の考え方を示す「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が決定されました。この基本方針のもととなった「こども政策の推進に係る有識者会議」による同年11月29日付報告書では、子どもに関するすべての政策の基盤となる「こども基本法(仮称)」の制定を検討するよう求められています。

また、本年1月20日の衆議院本会議において、岸田総理大臣が、「こども基本法やこどもコミッショナーについては、現在、与党において議論が行われているものと承知をしております。こども政策を我が国社会のど真ん中に据えた取組が強力に推進されるよう、議論を深めていただくことを期待しております。」と答弁されています。

子どもにとって重大な権利侵害である子ども虐待を防止することを目的としている本学会としましても、「こども基本法(仮称)」を制定し、子どもの権利条約の原則や規定と国内法とを調和させるとともに、その実施を評価・監視する機関(こどもコミッショナー・こどもオンブズパーソン)を設置することが是非とも必要であると考えており、その制定および設置を強く要望いたします。

「こども基本法(仮称)」(以下、単に「法律」ということがあります。)の制定にあたっては、法律が真に子どもの権利を保障するものとなるために、次の事項が重要と考えています。

- (1) 法律に、子どもの権利を尊重する社会の実現が法律の主要な目的の一つであることを明記すること。
- (2) 上記(1)の目的を達するために、法律に、日本が平成6年(1994年)に批准した子どもの権利条約その他の国際的な合意に則った政策を実施する必要があることを明記すること。
- (3) 法律に、少なくとも子どもの権利条約の一般原則を盛り込むこと。
- (4) 法律に、国連子どもの権利委員会と連携すべきこと、並びに同委員会から受けた勧告内容を国民に広く周知するとともに、国及び地方公共団体が実現する責務を負うことを明記すること。
- (5) 法律に、子どもに関わる意思決定、政策の立案及び法律の制定や政策の評価等の場面において、子どもの声を聴く仕組みを整備し、それを適切に反映する必要があることを明記すること。
- (6) 法律に、国及び地方公共団体が子どもの権利が守られるための基本計画を策定して実施する責務を負うことを明記すること。

(7) 法律に、ウェル・ビーイング指標等具体的な指標を用いて子どもに関する政策の有効性を検討できるよう統計を整備すべきことを明記すること。

(8) 法律に、子どもの権利に関する普及啓発の重要性を確認するとともに、国及び地方公共団体がそれを実施する責務を負うことを明記すること。

(9) 子どものアドボケーターとして、行政から独立して調査を行い、子どもの権利擁護に必要な政策を提言・勧告できる「こどもコミッショナー・こどもオンブズパーソン」を設置すること。

以上